

○門真市附属機関に関する条例【抜粋】

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市地域福祉計画推進協議会	門真市地域福祉計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務